

坂井市の花・木・鳥 シンボルデザインマニュアル

DESIGN MANUAL



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ



坂井市

1

はじめに シンボルデザインとは

坂井市は、市制施行5周年を迎えるにあたり、市の象徴である、市の花「ユリ」、市の木「サクラ」、市の鳥「カモメ」のシンボルデザインを選定委員会の審議を経て、決定しました。

このデザインを広く活用することで、「輝く未来へ…みんなで創る希望の都市」の実現をめざした、協働のまちづくりが推進することとともに、坂井市を広く全国に紹介する一助となれば、と考えます。

そのために、このシンボルデザインを使用する際の表現方法の約束事や注意事項をまとめたマニュアルを作成しました。

このマニュアルに基づいて、坂井市の花・木・鳥シンボルデザインを活用していただきますようお願いいたします。

平成23年3月

坂井市

マニュアルについて

このマニュアルは、「坂井市の花・木・鳥シンボルデザイン」を使用する上での基本ルールや注意事項、使い方の参考例をまとめたものです。シンボルデザインは、様々な印刷物や表示物において正しく使われる事が前提になりますので、本マニュアルの内容を充分理解し正しく使用してください。

■基本デザイン

シンボルデザインは、それぞれのデザイン要素を考慮して作成された組み合わせですので、原則として花・木・鳥をセットで使用し、「坂井市の花・木・鳥 ユリ・サクラ・カモメ」の黒文字(推奨:丸ゴシック)を添えてください。配置順はユリ・サクラ・カモメです。マニュアルに従った比率、間隔で使用してください。



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ

■単体で使用する場合

市が必要と認めたときには、単体で使用することもできますが、原則として黒文字を添え、次の配置例に従って使用してください。



坂井市の花
ユリ



坂井市の木
サクラ



坂井市の鳥
カモメ

背景円が直径15mm以下になる場合



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ



坂井市の花
ユリ



坂井市の木
サクラ



坂井市の鳥
カモメ

3

Basic Color

イメージカラー

基本色は、デジタルデータを使用しイメージを損なわないよう正しい指定カラーで表示してください。
ただし、印刷時のさまざまな制約上この基本色で成るデザインの表示が不可能な場合、あるいはモノクロ、単色で表示する場合には必ず下記で示されたカラー再現見本に従ってください。



■ 特色
DIC-2555
■ 4色分解近似値
C-84%+M-2%+Y-100%
■ モノクロ1色
BL-50%



■ 特色
DIC-49
■ 4色分解近似値
M-67%+Y-7%
■ モノクロ1色
BL-50%



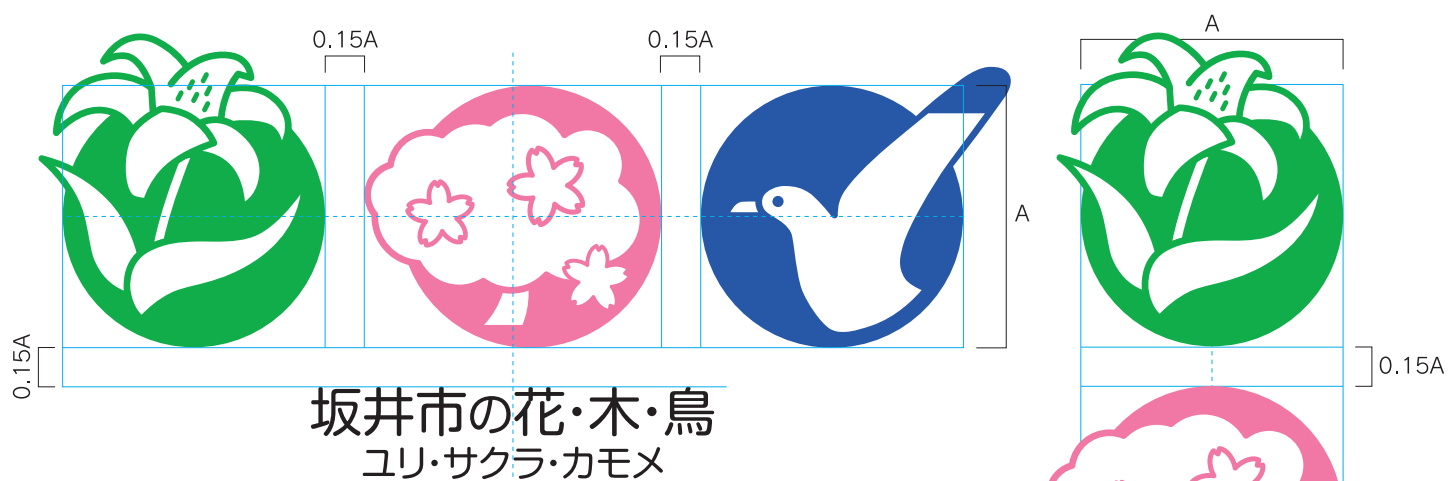
■ 特色
DIC-2601
■ 4色分解近似値
C-91%+M-73%
■ モノクロ1色
BL-50%

4

Design Control-1

配置

シンボルデザインと調和するよう、黒文字で書体(推奨:丸ゴシック)、文字の大きさ、配置などを考慮してください。



※1

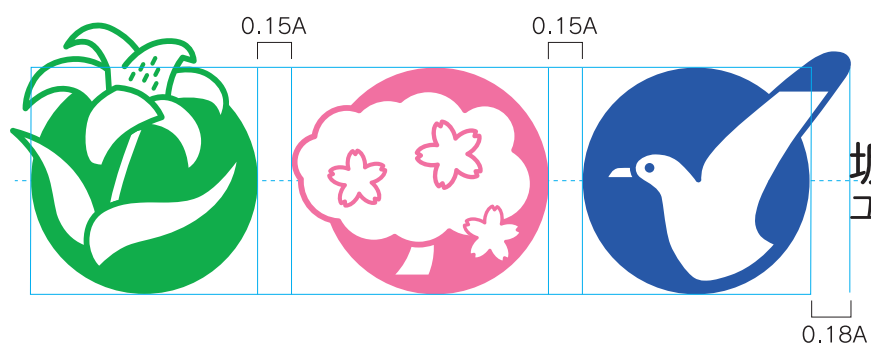
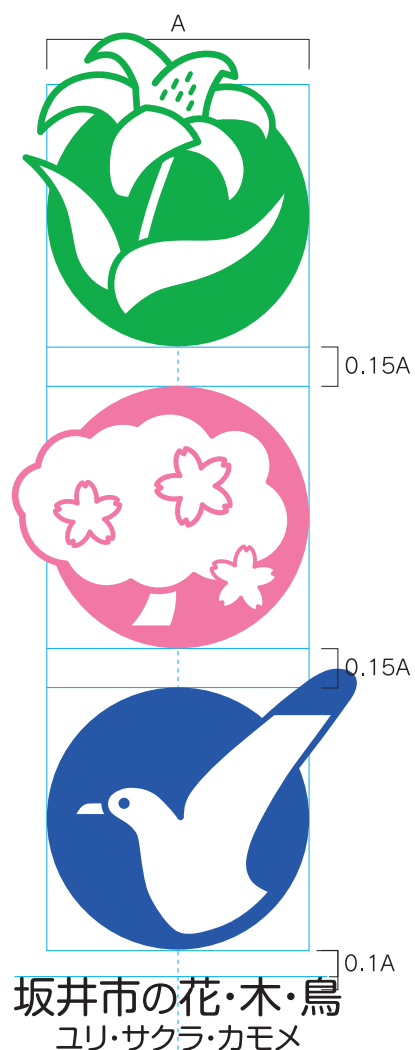


坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ

※1



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ



※1



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ

※1 背景円が直径15mm以下になる場合

5

Design Control-2

使用規定

さまざまな環境での使用について、印刷上制限がある場合は、次のとおり使用してください。
使用の際に視認性、再現性を損なう事項を禁止します。

■使用禁止例

①



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ

②



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ

→



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ

①シンボルデザインのバックに同系色、写真又はデザイン要素がある場合ホワイトスペースに移動するか、保護エリアを設けエリア内に配置してください。

②シンボルデザインの白抜きは禁止です。

坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ

坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ

→



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ

ユリ・サクラ・カモメの順番を変更したり、比率の変更、横組み縦組み以外の配置はしないでください。

■最少使用限度

視認性、再現性を損なうものとして、個々のシンボルデザイン円の直径8mm未満の使用はできません。



30mm

15mm



46mm

10mm

6

Application Design-1

封筒使用例

封筒の製作にあたってここに示されたシンボルデザインと住所の組み合わせの基本デザインを参考に各サイズのレイアウト例に従ってそれぞれ作成してください。

封筒 長型3号 120×235mm

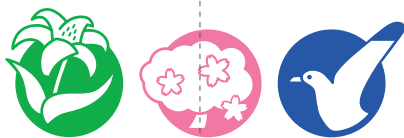
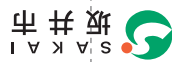


封筒 長型4号 90×205mm



封筒 角型2号 240×332mm

1/2

坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ

輝く未来へ・・・みんなで作る希望の都市



坂井市

坂井市役所

□ 本庁	〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1	TEL . 0776-66-1234	FAX . 0776-66-1235
□ 三国庁舎	〒913-8501 福井県坂井市三国町中央一丁目5-1	TEL . 0776-82-3111	FAX . 0776-82-3110
□ 丸岡庁舎	〒910-0000 福井県坂井市丸岡町西里丸岡12-21-1	TEL . 0776-68-0800	FAX . 0776-68-0800
□ 春江庁舎	〒919-0492 福井県坂井市春江町随応寺17-10	TEL . 0776-51-1100	FAX . 0776-51-1100
□ 坂井庁舎	〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1	TEL . 0776-66-1500	FAX . 0776-66-1235

URL: <http://www.city-sakai.fukui.jp>

年 月 日 担当部課



8

Application Design-3

名刺使用例

名刺の製作にあたっては基本デザインを参考にそれぞれ作成してください。

■名刺／横 91×55mm



■名刺／縦 55×91mm



その他

■単体での使用例



シンボルデザイン見本 下記のデジタルデータを使用しイメージを損なわないよう正しく表示してください。



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ

背景円が直径15mm以下になる場合(最少円8mm)



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ



坂井市の花・木・鳥
ユリ・サクラ・カモメ

坂井市の花・木・鳥シンボルデザイン使用に関する取扱要領

1 使用者の範囲

(1) 市内に在住する個人 (2) 市内に所在地を有する団体 (3) その他、市が適当と認める者

2 使用目的

非営利目的、営利目的のいずれにおいても使用できます。

【補足説明】

●非営利目的とは

営利を目的としない個人及び団体等が、非営利活動等において坂井市の花「ユリ」、木「サクラ」、鳥「カモメ」をアピールするためにシンボルデザインを使用する場合をいいます。

(例) 名刺、チラシ、ポスター、ホームページ等で使用

●営利目的とは

営利を目的とする個人及び団体等が、自らの企画として行うシンボル等商品の企画、製造、販売等の営業行為をいいます。

(例) 自主企画によるシンボルデザイン商品の製造、販売等 製造、販売等を目的とした請負(受注)の営業行為等

3 基本事項

このシンボルデザインは、坂井市のイメージアップの推進を目的としたもので、一切の権利は坂井市に属します。「デザインマニュアル」は、坂井市の花・木・鳥シンボルデザイン(以下「シンボルデザイン」といいます。)の使用に関して、全ての表記方法の約束事や注意事項をまとめたものです。坂井市のイメージを正確に伝えていくためには、シンボルデザインが的確に使われることが前提になりますので、マニュアルの規定を遵守し、正しく使用してください。

(1) シンボルデザインは、「坂井市の花・木・鳥シンボルデザインマニュアル」に基づいて使用してください。

(2) 次の場合は、シンボルデザインを使用することはできません。

ア 坂井市の信用や品位を損なうおそれがあるとき。

イ 特定の政治活動や、宗教活動に使用しようとするとき。

ウ 自己の商標や意匠として、独占的に使用しようとするとき。

エ その他、市がシンボルデザインの制定の主旨に照らし、その使用が著しく不適当と認められるとき。

4 使用料

シンボルデザインの使用は無償とします。

5 責任の所在

坂井市は、使用者によるシンボルデザインの使用に伴い生じた損害に関して一切の責任を負いません。使用する際は、自己の責任において使用してください。

6 損害の賠償

シンボルデザインの使用において善意の第三者に対して与えた損害についても、坂井市は一切の責任を負わず、原因者が賠償するものとします。また、この使用において坂井市に損害を与えた場合には、坂井市は、当該使用者に対し、その損害を請求することができるものとします。

7 使用届出書の提出及びデータの頒布

シンボルデザインの使用に当たっては、あらかじめ使用届出書(別記様式)に、使用状況が分かる見本、写真等を添えて提出してください。シンボルデザインのデータは、坂井市役所で頒布しています。

8 使用期間

使用期間は、使用届出の日からその日の属する年度の末日までとします。更新する場合は、あらかじめ使用届出書を提出してください。

9 使用の中止

使用者が「デザインマニュアル」に違反した場合は、坂井市は使用を中止することができます。この場合において、使用者は、速やかに使用を中止することに従うとともに、それらに伴い生じた損害については、使用者の責によるものとします。また、使用届出書を提出することなくシンボルデザインを使用した場合は、その使用の中止を求めることができます。

坂井市 総務部 総務課

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地

電話/0776-50-3010 FAX/0776-66-4837 E-Mail soumu@city.fukui-sakai.lg.jp

(別記様式)

坂井市の花・木・鳥シンボルデザイン 使用届出書

坂井市長 様

次のとおり坂井市の花・木・鳥シンボルデザインを使用したいので、届出します。
また、使用に当たっては、「坂井市の花・木・鳥シンボルデザイン使用に関する取扱要領の3基本事項」を厳守します。

1 届 出 日		平成 年 月 日 ()	
2 使用者	個人	氏名 〒 住所 TEL	
	企業 団体	企業・団体名 代表者名 〒 住所 TEL	
		届出者名 TEL	
3 使用目的		1名刺 2封筒 3はがき・用箋 4包装紙 5紙袋・ナイロン袋 6容器・パッケージ 7シール・ステッカー 8パンフレット・ポスター等 9看板等 10旗 11車輛・船舶等 12被服等 13オリジナル商品 14その他()	
4 使用物の 用 途		使う場所、使う機会・行事、どのような商用か、など	
5 製 作 数			
6 使用期間		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
7 添付資料			
8 そ の 他		販売する商品等に使用する場合は製造元や販売先等	

※使用状況が分かる見本、写真等を添えて提出して下さい。